

2022 しらたか雪紅(あか)り

事業参画団体募集について

冬・雪に関連した事業として、「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部が取り組む「2022 しらたか雪紅(あか)り」を次のとおり開催します。本事業へ参画をいただける店舗または団体等の方は参加申込書をご提出ください。申込書は町ホームページに掲載いたします。

令和4年

2/5 土

午後5時～午後8時

開催エリア (現時点参画団体)

《まちなかエリア》

- ・白鷹町商工会 (白鷹町産業センター)
- ・愛菜館



《わくわくエリア》

- ・あゆ茶屋
- ・パレス松風
- ・どりいむ農園直売所

《ごうせつエリア》

- ・のどか村 (予定)
- ・353 KUROGAMO
- ・白鷹町営スキー場



実施内容・参画条件

- ・雪灯籠やかまくら、雪洞などの火が灯る雪像
○またはイルミネーション
- ・のぼりの設置 (のぼりは事務局で準備します)

申し込み・問い合わせ

【お申し込み期限 12月23日(木)正午まで】

白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部 (事務局 商工観光課観光交流係
今野・岩澤) ☎ 85-6126

※詳細はお問い合わせください。

～スカイランタンフェス～

冬の夜空に参加者それぞれが願いを込めてスカイランタンを打ち上げてみませんか。夜空に色とりどりの幻想的な風景が広がります。しらたかの美味しいものもいっぱい！雪紅(あか)りの一夜をみんなで楽しみましょう。

本イベントのランタンは、環境保全の観点から、火を使わずヘリウムガス風船とLEDランプを使用しひも付きで飛ばします。回収したランタンのお持ち帰りにご協力ください。

○いつ 令和4年2月5日(土)

○時間 午後5時集合

午後6時打ち上げスタート

○開催場所 道の駅白鷹ヤナ公園あゆ茶屋駐車場

※悪天候の場合は室内になる可能性もございます。参加者の方には電話でご連絡いたします。

○参加費 1基 3,500円(鮎の塩焼き1匹付)

※打ち上げエリアへの入場はランタン1基につき4名様までとさせていただきます。(見学エリアは別になります。)

※未就学児は、カウントいたしません。

※参加費については、前払いとさせていただきます。詳細は申込時にお知らせいたします。

○申し込み開始日 令和3年12月20日(月) 午前9時

※受付は午前9時～午後5時(土・日・祝・12/29～1/3休)

■スカイランタンは、40基限定となりますので、定員に達し次第申し込み終了とさせていただきます。

■申し込み後のキャンセルはできません。



※写真はイメージです

【申し込み先】

(一社)白鷹町観光協会 ☎ 86-0086

「固定資産の異動」についてお知らせください

令和3年1月2日から令和4年1月1日まで、次のような固定資産の異動がありましたら、「所有建物確認のお願い（5月14日送付の納税通知書に同封）」のハガキに記入し投函いただくか電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

例・田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

例・建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分について初年度から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されます。

※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③のいずれかに該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※都市計画税は軽減されません。

償却資産の申告について

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、1月31日まで申告をお願いします。償却資産を今年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書を送付します。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎85-6133

冬期間は 水道の検針を 休みます

【問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎85-6137



1月～4月までは、積雪によりメーター検針が困難なため、検針を行いません。

水道料金・下水道使用料は、12月請求分（11月の使用水量）と同額を請求し、検針再開の来年5月に精算させていただきます。

冬期間の使用水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、上下水道課までご連絡ください。

○水道管の凍結や漏水事故にご注意ください

例年、12月から3月にかけて水道管の凍結事故が急増します。水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、修理費用を要したり、水道料金が高額となる場合があります。

○水道管の凍結・漏水事故を防止するためには

- ・「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を全開にして水抜きをしましょう。
- ・漏水等の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設は閉栓手続きを行いましょ。開栓・閉栓の手数料はそれぞれ1,000円です。

○もし、水道管が破損したら…

水道管が破損した場合は、メーターボックス内のバブルを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業業者にご相談ください。ただし、修理代は自己負担となります。

○漏水の確認方法について

自宅内の蛇口を全て閉め、水道メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業業者へご相談ください。